

○自己点検・評価運営委員会規程（平成5年7月26日）

改正 平成13年 4月 1日 平成15年 4月 1日

平成20年 4月 1日 平成21年 4月 1日

平成23年 4月 1日

（設置）

第1条 この規程は、聖マリアンナ医科大学自己点検・評価規程第4条に規定する聖マリアンナ医科大学自己点検・評価運営委員会(以下「運営委員会」という。)について定めることを目的とする。

（構成）

第2条 運営委員会は、次の者をもつて構成する。

- (1) 学長
- (2) 医学部長
- (3) 大学病院長
- (4) 研究科長
- (5) 総務担当執行役員
- (6) 財務担当執行役員
- (7) その他学長が必要と認める学識経験者

（委員長及び副委員長）

第3条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもつて充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、副委員長を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第5条 運営委員会は、聖マリアンナ医科大学自己点検・評価規程第1条に定める目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価項目の設定及びその見直しに関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施方法の基本方針に関すること。

- (3) 自己点検・評価の実施方法の調整に関する事。
- (4) 自己点検・評価の実施結果の活用方法に関する事。
- (5) その他自己点検・評価に関する重要な事項

(運営委員会の開催)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、定期又は必要に応じて開催する。
- 3 運営委員会の成立は、3分の2以上の委員の出席を必要とする。

(委員以外の出席)

第7条 運営委員会は、必要に応じて教職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(自己点検委員会)

第8条 運営委員会は、自己点検・評価を円滑に実施するため、自己点検委員会を置く。

- 2 運営委員会委員は、自己点検委員会の委員を兼務することはできない。
- 3 自己点検委員会については別に定めるものとする。

(庶務)

第9条 運営委員会に関する庶務は、企画調査課及び学長室が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成5年7月26日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。